

【タイ】特許法(意匠部分)改正案の公表及びパブリックコンサルテーションの実施について

2019年9月30日
ジェトロ・バンコク事務所

タイ知的財産局は、特許法の改正案を公表し、2019年9月18日から10月18日までの間パブリックコメントを募集することとした。同改正案における主な改正点は以下のとおりである。

- 部分意匠の出願及び登録を可能にするための「意匠」の定義内容の変更
- 関連意匠の出願及び登録を可能にするための「本意匠」(primary design) の定義の新設
- 先行意匠の調査に関する条項の変更
- 先行意匠の例外に関する規定の追加
- 意匠特許出願書類に関する条項の変更
- 意匠特許にかかる優先権主張の要件、手続、その他条件に関する条項の変更
- 意匠出願の補正及び分割を認めるための条項の変更
- 審査官の指示に従った意匠出願の分割に関する規定の追加
- 意匠出願の分割の効果に関する条項の変更
- 関連意匠の出願に関する要件、手續、その他条件及び出願結果に関する規定の追加
- 意匠の審査手続に関する以下の条項の変更・追加
 - 審査、オフィスアクション、応答期限、応答期限内に応答しなかった場合の効果等に関する規定の追加
 - 出願公開の延長申請を認めるための条項の変更
 - 出願費用の支払いが出願時の一度のみであることを明確するための条項の変更
 - 出願公開の時期を実体審査後に変更するための条項の変更
 - 異議申立て、登録付与及び出願取下げ手続きに関する規定の追加
- 意匠の保護期間を当初5年、その後5年毎に2回更新できることとし、最長15年へと延長するための条項の変更
- 更新手数料及び遅延の場合の割増手数料に関する条項の変更
- 意匠権侵害行為に関する条項の変更
- 意匠の範囲に関する規定の追加
- 本意匠及び関連意匠の譲渡を含めた意匠譲渡に関する要件に関する規定の追加
- 意匠のライセンス登録の変更等、ライセンスに関する条項の変更
- 軽微な誤記等の場合の登録意匠の補正に関する規定の追加
- 新規性が認められない意匠の取消請求に関する手続規定の追加
- 意匠局長の命令又は決定に対する特許委員会への不服申立て手続きに関する条項の変更

- 意匠に関する手数料の変更
- ハーグ協定に基づく国際意匠登録に関する定義の追加
- タイ知的財産局を通じたハーグ協定加盟国への意匠国際出願に関する規定の追加
- 国際出願の国内移行後の審査手続き等に関する規定に追加

URL等

特許法（意匠部分）改正案

<https://www.ipthailand.go.th/images/Patent/20190918/3patent.pdf>

パブリックコメントの募集に関する通知

<https://www.ipthailand.go.th/images/Patent/20190918/1patent.pdf>

本内容は、日本貿易振興機構が2019年9月現在 TMI Associates (Singapore) LLPより入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。